

令和6年度 幼稚園預かり保育（キッズクラブ）の利用案内

1 実施内容・利用料等

利用区分		利用時間	利用料	おやつ代
通常利用	通期	平日登園日 降園後 ～ 17:00 延長あり～ 18:00	無料	1,000 円/月 + 1,500 円/夏休み (13,500 円/年)
		長期休業日 8:00 ～ 17:00 延長あり～ 18:00		
	長期休業日のみ	8:00 ～ 17:00 延長あり～ 18:00	無料	1,000 円/春休み 3,000 円/夏休み 1,000 円/冬休み
一時利用	平日登園日	降園後 ～ 17:00	350 円/日	50 円/日
	長期休業日	8:00 ～ 17:00	350 円/日	100 円/日

2 利用区分

利用区分	説 明
通常利用	保護者の就労、妊娠・出産または疾病等の理由により、家庭での保育が断続的に困難となり、保育が必要となる在園児で、 一年通しての利用【通期】 、または 各長期休業中のみの利用【長期休業日のみ】
一時利用	保護者の傷病または行事への参加等の理由により、家庭での保育が緊急または一時的に困難となり、保育が必要となる在園児で、 1日単位での利用

3 預かり保育を実施しない日

土・日曜日・祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、入園式、卒業式、警報発令時、感染症等による学級・園閉鎖時 等

4 利用申請

(1) 通常利用の申請（無償化の申請）

保育の必要性があり、一定の要件を満たす場合は、申請のうえ、事前に認定を受けることで利用料が無償になります。通常利用で利用予定の方は、令和6年2月1日までに教育委員会事務局へ申請してください。

なお、年度ごとに申請が必要です。また、利用定員の状況等により、年度途中での申請は受けられない場合がありますので、ご承知おきください。

■提出書類…「一時預かり事業（幼稚園型）利用申請書」

「子育てのための施設等利用給付認定申請書」

「保育を必要とすることを証明する書類（別表参照）」

(2) 一時利用の申請

預かり保育を利用しようとする前月の15日（15日が土・日・祝日の場合は、直前の平日）までに教育委員会事務局へ申請してください（15日に間に合わない場合は、利用日の2日前までに）。

■提出書類…「一時預かり事業（幼稚園型）利用申請書」

無償化の要件（保育を必要とする理由・保育を必要とすることを証明する書類）

無償化の要件（保育を必要とする理由）	保育を必要とすることを証明する書類
1 居宅外で就労中の方（予定を含む） 【基準】1ヶ月48時間（1日4時間×週3日×4週）以上の就労	就労証明書 ※ （就労内定の場合はその証明を受けてください）
2 自営の方（自宅外自営、親族経営等の自営を含む） 【基準】1ヶ月48時間（1日4時間×週3日×4週）以上の就労	就労証明書 ※ 及び直近の確定申告書の写し等
3 出産前後の方 （出産予定日の8週前の属する月の初日から産後8週間後の属する月の末日までに限る）	母子健康手帳の写し （氏名と出産予定日が記載されているページ）
4 保護者が学校に在学中の方	在学証明書及び時間割
5 保護者が病気、ケガで療養中の方	診断書 （保育が困難である身体の状態について記載が必要）
6 保護者が障害のある方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
7 保護者が介護・看護をしている方	医師、地区民生委員等の証明申請書 ※ または介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写し等）
8 保護者が求職中の方	求職活動申立書 ※ ※3か月以内に就労証明書を提出してください

※印の書類に関しては、教育委員会事務局に様式がありますので、お問い合わせください。

5 利用料・おやつ代のお支払方法

- ・通常（通期）利用の方のおやつ代は、原則、笠岡信用組合の口座引落としとなります。お子様の名義で口座開設をお願いいたします。引落日は、当月10日です。
（口座引落としのお手続きをされない場合は、年間分を一括でお支払いいただくことも可能です。）
- ・長期休業日のみ利用の方のおやつ代は、利用日初日に教育委員会事務局にお支払いください。
- ・一時利用の方の利用料とおやつ代は、翌月初旬にお支払いの通知をいたします。利用月の翌月20日までに、教育委員会事務局にお支払いください。

<問合せ先>

里庄町教育委員会事務局
〒719-0398
岡山県浅口郡里庄町里見 1107-2
TEL：0865-64-7212
FAX：0865-64-7281

